

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 24年 11月 27日

【会社名】 株式会社 南日本銀行

【英訳名】 The Minami-Nippon Bank,Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 森 俊英

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 鹿児島市山下町 1 番 1 号

【縦覧に供する場所】 証券会員制法人福岡証券取引所
(福岡市中央区天神 2 丁目14番 2 号)
株式会社 南日本銀行 熊本営業部
(熊本市中央区下通 1 丁目 7 番20号)
株式会社 南日本銀行 宮崎支店
(宮崎市橘通東 4 丁目 6 番29号)
株式会社 南日本銀行 福岡支店
(福岡市博多区冷泉町10番21号)
株式会社 南日本銀行 東京支店
(東京都千代田区鍛冶町 2 丁目 3 番 3 号 神田中央通ビル 3 F)

(注) 宮崎支店・福岡支店・東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取 森 俊英は、当行の第105期第2四半期(自平成24年7月1日至平成24年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。